

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下「この法人」という。）の慶弔に関する必要な事項を定めるものである。

(慶 賀 金)

第2条 この法人の役員が、国の表彰を受けたときは、祝金として1万円を贈る。ただし、叙勲を受けたときは、祝金として2万円を贈る。

(弔 慰 金)

第3条 この法人の役員及び市町子連の会長が死亡した場合は、それぞれ次の各号の弔慰金を贈る。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 本人 | 2万円、供花 |
| (2) 役員の直系（配偶者、親、子） | 1万円、供花 |

(見 舞 金)

第4条 この法人の役員が次の各号に該当する場合は、それぞれ見舞金を贈る。

- | | | |
|----------|--|-----|
| (1) 病氣見舞 | 傷病のため一ヶ月以上入院した場合 | 1万円 |
| (2) 災害見舞 | 地震、火災、風水害の被害に対する見舞金は、状況に応じて会長が決定し、後日理事会に報告するものとする。ただし、上限を2万円とする。 | |

(職 員 慶 弔)

第5条 職員については、この法人の役員に準ずるものとする。

(関係機関、友誼団体行事)

第6条 この法人と友誼関係にある団体及び関係機関の長、又は長に準ずる職にある者に第2条、第3条及び第4条の慶弔事があり、会長の出席を要するもの。1万円

2 この法人と友誼関係にある団体の祝事等にあたっては、会長の出席を要するものについて、次の祝金を贈ることができる。

- | | |
|------------|---|
| (1) 記念式典等 | 1万円 |
| (2) 総会等 | 1万円 |
| (3) その他の祝事 | その都度会長が決定し、理事会に報告するものとする。ただし、上限を1万円とする。 |

(特 例)

第7条 特例の事情により、この慶弔規程により難しいときは、その都度会長が決定し、理事会に報告するものとする。

ただし、上限を5万円とする。5万円を超える時には、正副会長・専務理事会議（以下、「三役会」という。）で協議の上決定し、理事会に報告するものとする。

(届 出)

第8条 この規程により慶弔を表すことが生じたときは、関係者は遅滞なく必要な事項をこの法人に届け出るものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、平成27年5月17日より施行する。

(平成27年5月16日 理事会決議)